

【協議問題】

- (1) 個人債務者再生手続において、自宅の土地建物に住宅ローン契約に基づく抵当権設定契約が締結され、建物については抵当権設定登記が経由されているが、土地については、区画整理中の保留地であるため抵当権設定登記がなされていない場合、当該土地の清算価値をどのように考えればよいか。
- (2) 破産手続において、上記(1)の土地建物を任意売却する場合、建物に抵当権設定登記を経ている別除権者との間で、売却代金の分配をどのような考え方で行えばよいか。

(弁護士会提出)

【出題趣旨】

(1)について

区画整理組合による区画整理手続中の保留地は、換地処分公告がなされて初めて組合が所有権を原始的に取得するとされており（区画整理法第104条11項）、換地処分公告前（組合が所有権を取得する前）に再生債務者が所有権移転登記を受けることができない。

住宅の敷地が区画整理中の保留地で換地処分の公告未了のため、建物には抵当権設定登記が経由されているが住宅敷地は再生債務者の所有権移転登記も抵当権設定登記も経由されていない状況で民事再生の申立がなされた場合、当該土地の清算価値をどのように考えるか、別除権が認められないとしても建物のための利用権（建付減価だけではなく、法定地上権などの）負担のある土地として評価することができるのかが問題となる。

保留地の法定地上権の成否については、「抵当権設定時に土地及び建物が同一の所有者に帰属すること」という要件該当性が問題となるが、現在の競売実務においては、抵当権設定時の土地と建物の所有者は別という理由で消極的に解されている（別冊判例タイムズ「競売不動産評価マニュアル第3版」

55頁等曰く、保留地の売買契約は、所有権は従来の所有者に属したまま、施行者との間で将来換地処分が公告されることを停止条件とする保留地所有権の譲渡契約であることから、買主は、他人の土地について停止条件付譲渡契約に基づき使用収益権を取得するものと解さざるを得ないとされている。

一方で、以下のように、保留地について法定地上権の成立を肯定する見解もある。

- ① 畠山新「法定地上権に関する判例の分析と展望」(判タ1348号58頁以下、72～73頁参照 最判昭和36年2月10日の考え方及び最三小判平成9年2月14日の判例理論を主な根拠とする)。
- ② 大場民雄「新版 縦横土地区画整理法下」118～120頁、136～137頁(保留地が土地所有権の客体となることを肯定すべきであることを根拠とする)。
- ③ 泰光昭「後順位抵当権設定時に土地・建物が同一人に帰した場合と法定地上権」(銀行法務21第539号28頁 名古屋高裁平成7年5月30日判決の事案〔土地が保留地予定地の事案〕のように敷地が実質的に建物所有者に帰属していると認められる場合には、肯定してよいとする)。

また、区画整理組合の台帳上に抵当権設定登記と同様の記載がなされている場合には、抵当権設定の対抗要件が具備されていると扱うべきであるとの見解もある。

裁判例として、この論点に正面から答えたわけではないが、名古屋高裁平成7年5月30日判決(判タ921号287頁、判時1544号66頁)が保留地につき法定地上権の成立を認めている。

所有者が同一である場合に等しい利害状況にあること、敷地上に現に建物があり利用権の負担を受けることが外部から見て明らかであることからすると、法定地上権の成立可能性を含め、何らかの利用権負担がある土地として評価されることが相当ではないかと考えられるところである。

民事再生としては希有な事案ではあるが、裁判例や学説も出てきたところでもあり、実務運用の予測可能性の観点から、保留地の清算価値評価の考え方について、可能な範囲で協議したい。

(2)について

保留地及び同地上の建物を破産管財人が売却する場合、建物の別除権者から土地についても別除権の効力が及んでいるものと主張されることが多い。ただし、外形的には土地には別除権の登記がなく、管財人には別除権を対抗できないというのが形式的解釈の帰結である。しかし、それでは金融機関の期待に反し損失を及ぼす結果となり、換地処分前の保留地の売買という経済活動を阻害する。

この議題については平成22年度開催の管財人等協議会でも議論されているが、(1)と関連する問題でもあり、再度協議をするのが相当と考え、提案した次第である。

【協議問題】

破産管財人が、破産法53条により破産者が契約していた警備保安契約について、契約期間を数ヶ月残して途中で解除した後、警備会社に対し、①警備料過受金、②警備会社に預けていた保証金の返還を求めたところ、同警備会社が、③中途解除に伴い違約金が発生したこと、④中途解除により保証金は収納したことを主張し、さらに、①②と③の相殺を主張してきた場合、同警備会社の主張が認められるか、また破産管財人としてどのように対応すべきか。

なお、①ないし③の詳細は、以下のとおりである。

① 警備料過受金・・・3万円

警備料は前月末までに当月分を支払う契約であるところ、前月末までに入金されている当月分の警備料につき、契約解除日から当月末日分について日割りして返金するものである。

警備料金は、月額5万円であり、本件の過受金としての返金分は約3万円である。

② 保証金・・・10万円

警備会社の主張によれば、10万円のうち、5万円は、中途解約を予防するためのものであり（なお、契約書にその旨の明示はない）、その余の5万円は、本来契約者が甲に支払うべきものを、事前に警備会社が徴収し、契約者に代わって甲への支払に充てているものである（後記基本請負約款第3条）。

③ 違約金・・・約20万円

警備会社の主張によれば、当該違約金は、中途解約となった場合の債権者のコストに充当する趣旨とのことである。もっとも、「中途解約となった場合の債権者のコスト」の詳細についての説明はないし、契約書にその旨の明示もない。

なお、契約書の根拠規定は、後記基本契約条件第14条、基本請負約款第14条による。

【警備保安契約書の根拠規定】

基本契約条件第3条：

お客様は、警備会社に対し保証金を支払います。第14条に基づき本契約が終了したときは、警備会社は保証金を返還しません。

同条件第14条：

お客様がお客様の事由により本契約を契約期間満了（更新期間の満了を含みます）前に解約するときには、次の計算式で求められる解約金を直ちに警備会社に支払うものとします。

$$\text{解約金} = (\text{基準月額} \times 5 \text{ 分の } 1 \times \text{残存契約期間月数}) + (\text{基準月額の } 3 \text{ ヶ月分} \times 0.8)$$

基準月額：本契約の契約終了日現在の契約料金月額（業務が停止されているときは、停止前の契約料金月額）

基本請負約款第3条：

お客様は、警備会社の業務提供のための保証金として本契約に定めた額を警備会社に預託するものとし、お客様はそれを契約締結後直ちに警備会社に支払うものとします。警備会社は保証金預り後、直ちに甲に対し、所定の申込手続を行うものとします。

- 2 第14条の規定に基づき本契約が終了したときは、警備会社は保証金を違約金として収納するものとします。

同約款第14条：

お客様は、お客様の事由に基づき本契約を契約期間満了前に解約するときには、警備会社に対し解約日から契約期間満了までの間の契約料金相当額を支払うものとします。

（弁護士会提出）

【出題趣旨】

破産管財人が、破産法53条による解除を選択した場合、中途解除の場合の違約金発生条項（上記基本契約条件第14条、基本請負約款第14条のように、

契約期間満了前に解除した場合に違約金が発生する旨を定めた条項をいう。以下「違約金発生条項」という。), 中途解除の場合の保証金収納条項(上記基本契約条件第3条, 基本請負約款第3条のように, 契約期間満了前に解除した場合に, 警備会社に預けた保証金の返還請求権が失効し, 保証金が警備会社に収納される旨を定めた条項をいう。以下, 「保証金収納条項」という。)に拘束されるかどうかは契約解釈の問題とされており, 破産管財人による交渉により円満に解決することが期待されている(破産・民事再生の実務第3版破産編239頁, 破産管財の手引第2版193頁Q35)。

当協議会において, 賃貸借契約の違約金条項等については, 過去, 複数回議題となっているところであるが, 警備保安契約については, これまで議題となったことはなかった。

文献によれば, 賃貸借契約における破産法53条による解除の場合, 違約金発生条項や保証金収納条項に拘束性があるかどうかは, 当該契約の目的・内容や賃貸借期間, 賃料額, 解除後の残存期間等の諸事情を考慮して, 個別具体的に判断するとされている(破産・民事再生の実務第3版破産編239頁, 破産管財の手引第2版193頁Q35)。

賃貸借契約の裁判例における違約金発生条項の拘束性については, (ア)「中途解約の場合, 賃貸人に支払った敷金, 建設協力金相当額の違約金が発生し, 敷金と建設協力金とで相殺する旨の特約」につき, 破産者の希望どおりに多額の費用を支出して建物を作ったため, 破産者以外には使いにくい建物であること等を考慮して, 拘束性を肯定した例(名古屋高裁平成12年4月27日判決)があるが, 一方, (イ)「中途解除の場合, 賃料6カ月分を違約金として支払う旨の特約」について, 拘束性を否定した例もある(東京地裁平成21年1月16日判決, 東京高裁平成24年12月13日判決)。

また, 賃貸借契約の裁判例における保証金収納条項の拘束性については, (ウ)「中途解約の場合, 保証金(賃料の9カ月半に相当)は違約金として, 全

額返還されないとの特約」について、違約金の額、賃貸借の期間、当事者の自由意思等を考慮して、拘束性を肯定した例（東京地裁平成20年8月18日判決）等がある。

もつとも、本件のような警備保安契約については、建物賃貸借と異なり、利用者の要望により警備会社が独自に事前に多額の支出をしてサービスを行うような場合は通常考えにくい。また、賃貸借契約と異なり、警備保安契約を解消したからといって、次の警備保安契約の利用者に対する警備保安料が低廉化するといった事情も考えにくい。すなわち、警備保安契約においては、中途解約の場合に発生する警備会社の損害がそもそも考えにくく、その意味で、賃貸借と比較し、中途解約により警備会社が被る不利益は小さいと思われ、違約金発生条項は契約の解除を利用者に思いとどませるための条項と考えるべき余地が大きい。そのため、殊に破産法53条に基づく解除の場合、違約金発生条項、保証金収納条項に拘束性を認めるべき必要性が低いように思料される。そこで、本件の例で言えば、破産管財人としては、警備会社に対し、破産法53条による解除をして、違約金発生条項、保証金収納条項の拘束性を否定し、警備料過受金、保証金の全額返還を求めるのが通常である。

しかし、破産法53条による解除についての違約金発生条項、保証金収納条項の拘束性については、必ずしも理論的な考え方が確立しているわけではなく、賃貸借契約と異なり警備保安契約を題材として議論されている文献等が乏しいため、警備会社によっては、強硬な態度を崩さない場合も見られる。

そのため、警備保安契約の性質を踏まえ、理論的な問題点及び破産管財人の対応等について協議したく、出題した次第である。

【協議問題】

(1) 届出債権について届出時点で既に消滅時効期間が経過していた場合、破産管財人が、債権調査において、消滅時効を理由に異議を述べることにについて、破産管財人は当該債権の消滅時効の成否のみを検討すれば足りるか。以下の各場合において、特別な考慮は要するか。

- ① 申立代理人の債権者らに対する受任通知前に、既に消滅時効期間が経過していた場合
 - ② 同受任通知後、開始決定前に消滅時効期間が経過していた場合（申立代理人において債務承認はないものとする。）
 - ③ 開始決定後、債権届出を留保している間に、消滅時効が経過した場合（換価が進んだため、事後的に債権届出を求めることになった）
 - ④ 債権届出自体は届出期間内になされたが、届出時の直前に消滅時効期間が経過した場合。また、誤って、破産管財人に届け出られた場合。
- (2) 財団に属する債権について、消滅時効期間が経過している場合、その請求を行うにあたり特別な考慮は要するか。

（弁護士会提出）

【出題趣旨】

(1)について

届出債権に対する消滅時効を理由とする異議については、破産管財人の権限に基づくものであり、また、債権の管理は債権者の責任においてなされるべきことではある。

一方で、債権者の、受任通知を受けての取立ての中止・申立代理人への債権届出等は、近い将来の平等弁済に与することを期待して協力・自粛したことにもよるのであり、後の消滅時効援用は協力・自粛した債権者の（法的に保護されるかはともかく）倒産手続一般に対する期待を損ないかねない面もある。

ただし、債権管理に努めた債権者とすれば、消滅時効期間が経過した債権者にも配当がなされることにより弁済額が少額となることは甘受できないものとも考えられる（現に、受任通知を受領した後も、訴訟提起を控えない金融機関も少なくない。）。

そこで、消滅時効の完成日ごとに、特別な考慮を要する事情はあるか、その検討の際の考慮要素としてどのようなものを挙げ得るか、協議したい。

(2)について

請求された債権について、消滅時効の成否を確認して応じるか否かの判断は、請求された側でなすべきことではある。

ところで、多くの中小企業で、請求書を発し続けることで消滅時効が中断していると扱い、あるいは適正な時期に貸し倒れ扱いとせず、債権を計上し続けることは一般的に行われている。

法律的な知識のない債務者が、破産管財人からの請求を受けて、即座に分割払いの申出を行うなど債務承認に繋がる言動をする例に接することもある。

時効完成後の債権の請求についても、個別には事案ごとに考えるしかないだろうが、その請求を行う際の考慮要素としてどのようなものを挙げ得るか、協議したい。

【協議問題】

簡易管財事件を処理するに当たっての具体的工夫について

自然人の簡易管財事件において、例えば、次のような事例について、管財人としては、費用面及び労力面で、効率的かつ適正な処理をするためには、どのような工夫が考えられるか。

- (1) 遠隔地に売却すべき不動産がある事例
- (2) 売却すべき不動産が農地、山林等のように市場性が低い事例
- (3) 売却すべき不動産が共有持分である事例
- (4) 否認すべき法律行為等がある事例（否認の可否につき争いがある場合、否認の相手方が遠方に居住する場合等）
- (5) 遺産分割協議未了の財産（不動産、預貯金、株式の各場合）がある事例（共同相続人が遠方に居住する場合、共同相続人が破産管財人の連絡に応答しない場合等）
- (6) 回収すべき債権の債務者が、債務を承認するものの、支払うと言いつつなかなか弁済しない事例、資力がないと言って弁済を拒絶する事例
- (7) 回収すべき債権の弁済期間又は実際上の回収期間が相当長期にわたる事例
- (8) 回収すべき債権の額につき争いがある事例
- (9) 多数多額の売掛金の回収を要する事例（破産管財業務マニュアル〔平成25年三訂版〕74頁参照）
- (10) 訴えの提起、民事保全の申立て等を要する事例（前同）

（裁判所提出）

【出題趣旨】

今般、自然人について、簡易管財事件の対象が拡大され、これまでよりも破産管財人が費用面及び労力面で苦勞する事例が生じることが予想されるところ、そのことにより、管財業務の適正性が損なわれることがあってはならない一方、

簡易管財事件を主として担当する若手弁護士においては、管財業務の効率的処理について必ずしも十分なノウハウを有していないことも多いと考えられる。そこで、費用面及び労力面で苦勞がありそうな事例について、具体的な工夫例を御紹介いただくことが有益と考え、出題した。

なお、工夫によっても簡易管財事件として処理するのが不適當な事例があれば、それも御指摘いただきたい。

【協議問題】

破産管財人の育成

大型・中型事件を担当することができる破産管財人の育成について、取組状況を伺いたい。

(裁判所提出)

【出題趣旨】

標記については、仙台弁護士会ないし個々の弁護士において、日頃から、裁判所の問題意識を御理解の上で積極的に取り組んでいただいているところではあるが、本年も、簡単で良いので、本協議会において、近時の状況をお聞かせいただきたい。

期日 平成29年1月12日(木)

場所 福島地方裁判所第1会議室(5階)

管財人等協議会協議結果

福島地方裁判所

(協議問題 1)

財団債権のうち、延滞金の減免が受けられない租税等の請求権の弁済時期について、工夫された事例があれば御教示願いたい。

(出題理由)

破産管財人として滞納された租税公課を弁済する際に、相手方によっては減免申請を受け入れない機関がある。

そこで、配当可能性を増やすべく、財団形成過程において、財団総額は確定していないものの、財団債権の全額弁済が可能と見込まれる場合において、延滞金の負担を免れるために、全ての財団債権額の確定を待たずに順次弁済を実施した事例があれば御教示いただきたく出題した。

【協議結果要旨】

(裁判所)

- 本事例について、本庁を含めて各支部における該当事例は把握できなかった。
- 国税徴収法上は、破産手続は強制換価手続に含まれ（国税徴収法 2 条 1 2 号）、破産管財人は執行機関とされており（同条 1 3 号）、地方税法上も、破産手続は強制換価手続に含まれ（地方税法 1 3 条の 2 第 1 項 1 号）、破産管財人は執行機関とされている（同法 1 3 条の 3 第 2 項）ため、破産手続において交付要求を受けた金額を弁済するに足りる金銭を取得し、これを交付要求庁に支払った場合には、破産管財人は、その金銭を取得した日の翌日から弁済した日までの間の延滞税等について、免除を受けることができると解される（国税につき、国税通則法 6 3 条 6 項 4 号、国税通則法施行令 2 6 条の 2 第 1 号、地方税につき地方税法 2 0 条の 9 の 5 第 2 項 3 号、同法施行令 6 条の 2 0 の 3）。条文上は、「免除する

ことができる」とされているが、国税の取扱いにおいては、自由裁量を認める趣旨ではなく、免除事由に該当すると判断される場合には免除すべきものとして運用されている（志場喜徳郎ほか編「国税通則法精解（14版）（大蔵財務協会）」）。地方税について、自由裁量を主張する公租公課庁に対しては、これらの資料を示して交渉する余地があると思われる。また、交付要求を受けたすべての租税債権の本税相当額に相当する破産財団が形成されたことを要するのか、当該公租公課庁から交付要求を受けた本税に相当する破産財団が形成されれば足りるのかという問題については、条文上必ずしも明確でなく、公租公課庁によっても取扱いが異なるようである（以上、破産管財の手引第2版403頁もあるが、森純子ほか編「はい6民です お答えします 倒産実務Q&A」（大阪弁護士協同組合）が詳しい。）。

いずれにしろ、財団債権の全額支払の目処が立つのであれば順次弁済をして構わないが、裁判所に御相談いただいた方がよいと思われる。なお、100万円以上の財団債権の承認には裁判所の許可が必要である（破産法78条2項13号）ので注意されたい。

なお、「破産実務Q&A200問」によれば、上記規定による減免について、要件を充足することを管財人が適切に説明すれば国税・地方税を問わず免除が認められており、羈束裁量的な運用がなされている旨の記載があり、条解破産法の148条解説でも、延滞税について実務上は上記規定により免除されることが多いとの記載がある。また、上記Q&Aには、地方税については「やむを得ない事由があると認める場合」に免除できるとの規定があり（地方税法64条3項、326条3項など）、これにより地方税の延滞税は減免を受けられる例も多いとの記載もある。既に試みていると思われるが、地方税についてはこの規定を根拠に交渉する余地もあると思われる。ただし、上記Q&Aには、交付要求庁により対応に相違があり、自由裁量的な運用がなされているとの記載もあるので、そのような運用により減免申請を拒絶されてもやむを得ないと思われる。

(協議問題 2)

- 1 消費者金融や消費者被害事件にかかる会社が破産し、その後過払金債権や不当利得返還請求権を有する自然人が破産した場合、当該自然人の管財人として換価を続けるか放棄を行うのかの基準について
- 2 自然人の破産手続終結後に、消費者金融や消費者被害事件にかかる会社が破産し、過払金債権や不当利得返還請求権が存する可能性があることが新たに判明した場合の破産申立代理人及び当該自然人の管財人の対応方法について

(出題理由)

1 について

上記債権は破産財団に属する債権となり、管財人としては換価を第一に考えるべきであるが、配当の時期が読めず長期化しそうな事件の場合には、放棄も考える必要があるので、換価を継続するか放棄を行うのかの基準について協議したく出題した。

2 について

破産手続終結後に、裁判所から破産者宛に消費者金融等にかかる破産手続開始決定が届き、当該破産者に債権が存する可能性があることが判明することもあるかと思うが、その場合、申立代理人及び管財人としてどのように対応すべきかについて協議したく出題した。

【協議結果要旨】

(裁判所)

- 本各事例について、本庁を含めて各支部における該当事例は把握できなかった

が、1について、参考までに、東京地裁破産再生部の運用について説明する。

なお、一般的な運用の説明に過ぎないので、後に述べるとおり、消費者金融会社・商工ローン会社・消費者被害型の加害会社(以下「当該倒産会社」という。)の倒産手続の進行状況によって、異なる運用を行うことがある。

まず、当該倒産会社の倒産手続の進行状況を確認する。当該倒産会社の倒産手続において、配当等が行われる見込み、見込みがあるとしてその時期及び(さらに、わかれば配当(弁済)率)についての情報を確認する。当該倒産会社の倒産手続においては、通常、管財人等がホームページを開設して情報提供を行っているので、それを確認する。東京地裁の場合には、このような情報は、破産裁判所において収集している。また、当該倒産会社の倒産手続において、債権届出が可能かどうかを確認する。債権調査期日等が終了していても特別調査の対象になり得るため、届出は可能であるが(ただし、却下される可能性はある。)、破産の場合は除斥期間経過後、再生手続の場合は再生計画案の付議後、会社更生の場合は更生計画案の付議後には、届出自体ができなくなる。なお、本人又は申立代理人がすでに届け出ている場合があるので、その点も調査する必要がある。以下、適法に届出が終了していることを前提に説明する。

次に、直近で配当される見込みである場合には、破産裁判所と相談の上で、配当を待つことになる。もっとも、その事件の破産者が自然人のときには、破産者から見込額を破産財団に組み入れてもらって、過払金等返還請求権を破産財団から放棄することも考えられる。また、配当見込額が僅少である場合には、自由財産の拡張等で対処することもあり得る。いずれにしろ、破産裁判所と協議して処理を考えることになる。

配当される見込みがない場合には、サービサーへ売却することを考慮する。サービサーへの売却が困難な場合には、破産事件の本人が法人の場合には、過払金等返還請求権を財団に残しつつ、破産事件そのものについては終結(異時廃止又は配当)する。過払金等返還請求権が現実化し、当該倒産会社の倒産手続にお

いて配当等がされた場合には、破産管財人が受領した上で、処理（追加配当、管財人の追加報酬）する。このように法人の破産の場合には、配当等を受領する権限がある者を残す必要があることから、破産財団からの放棄は行わない。

一方、破産事件の本人が自然人の場合には、過払金等返還請求権を財団から放棄する。過払金等返還請求権の額は問わない。

上記の運用を前提にすると、本設問の場合には、破産管財人としては、届出未了でかつ届出可能な場合には届出を行った上で、当該倒産会社の倒産手続の進捗状況を調査し、破産裁判所と協議の上で、当該倒産会社の倒産手続における配当等を待つか、サービサーへの売却、放棄を検討することになる。

○ 次に、2について説明する。

まず、当該過払金等返還請求権が、破産財団を構成するか否かを検討する。

破産法215条は、「第201条第7項の規定による配当額の通知を発した後（中略）、新たに配当に当てることができる相当の財産があることが確認されたとき」には、追加配当を行うこととされているが、この条文の解釈においては、破産手続終結後、新たに配当原資となりうる財産が発見されたときに、当該財産がすべて配当の財源となるのか否かにつき、破産手続の終了による破産管財人の権限消滅との関係で、消極説と積極説に分かれている（「条解破産法〔第2版〕」1409頁）。この点につき、判例（最高裁平成5年6月25日判決・民集47巻6号4557頁）は、「破産手続が終結した場合には、原則として破産者の財産に対する破産管財人の管理処分権限は消滅し、以後、破産者が管理処分権限を回復するところ、例えば、①破産終結後、破産債権確定訴訟等で破産債権者が敗訴したため、当該債権者のために供託していた配当額を他の債権者に配当する必要を生じた場合、又は②破産管財人が任務を懈怠したため、本来、破産手続の過程で行うべき配当を行うことができなかつた場合など、破産管財人において、当該財産をもって追加配当の対象とすることを予定し、又は予定すべき特段の事情があるときには、破産管財人の任務はいまだ終了していないので、当該財産に対

する管理処分権限も消滅しないというべきであるが、右の特段の事情がない限り、破産管財人の任務は終了し、したがって、破産者の財産に対する破産管財人の管理処分権限も消滅すると解すべきであるからである。」（番号は引用者が付した。）としており、実務的にはこの判例を前提に、この判例における「特段の事情」の有無を判断した上で、配当原資に該当するか否かを判断している（「破産・民事再生の実務〔第3版〕破産編」541頁、「破産管財の手引〔第2版〕」354頁）。この「特段の事情」には、判示された二つの事情以外にも、例えば、③破産者が故意に隠匿した場合も該当するという説もある（「条解破産法〔第2版〕」1411頁）。

上記「特段の事情」が認められない場合には、当該債権は破産財団に属しないので、破産管財人が債権を行使することはできず、破産手続終結により管理処分権限を回復した元破産者が債権を行使することになる。

したがって、申立代理人及び破産管財人としては、破産手続において換価の対象から漏れた事情を確認した上で、破産裁判所と協議を行うべきである。

なお、破産者が、同時廃止により破産手続を終了して、免責を得た後、破産手続で財産として計上していなかった過払金返還請求権を行使することが許されるかは争いがある。従前は過払金返還請求権の行使を許容する裁判例が多かったが（札幌高裁平成17年6月29日判決・判タ1226号333頁，東京高裁平成15年4月14日判決・消費者法ニュース60号114頁。別冊判例タイムズ35「過払金返還請求訴訟の実務」135頁，「過払金返還請求・全論点網羅2013」439頁），近時は、そのような過払金返還請求権の行使は禁反言の原則に反し、また破産法1条の趣旨に反するとして、あるいは、権利濫用に該当するとして、同請求権を行使し得ないとした裁判例がある（東京地裁平成27年12月9日判決・判例体系，東京地裁平成27年10月26日判決・判例体系，東京地裁平成24年5月16日判決・金法1960号148頁，東京地裁平成23年11月17日判決・金法1960号148頁等）。これらの裁判例はいずれも同

時廃止の事案であるが、管財事件においても、配当原資とされなかった経緯如何によっては、元破産者による権利行使が許されないと判断される可能性もあると思われる。

(協議問題 3)

簡易管財手続において想定外の複雑困難な管財業務を行う必要が生じると、結果として業務内容に見合う報酬分が確保できない事態となりかねない。

そこで、簡易管財では、どのような点が重点的に補正されれば、より簡易に手続を進めることができるのか協議させていただきたい。

(出題理由)

簡易管財事件では、換価可能な財団が限られていることが多く、開始後の引継予納金（１０万円～２０万円）のみとなる事案も少なくない。

そのように限られた財源の中、開始前に想定していなかった管財業務を行う必要が生じると、熱心に管財業務を遂行いただいた場合は、かえって報酬に当てる破産財団が目減りすることとなってしまう。

そこで、破産管財人と裁判所との連携充実を図るためにも、補正時にどういった点を重視すれば、より簡易な手続で進めることが可能となるか、これまでの破産管財人としての経験を踏まえた御意見を伺い、今後の執務に反映させたいと考え出題した。

【協議結果要旨】

(弁護士会)

- 不動産の売却見込みがあるとして、低額な予納金の事件を引き受けたところ、なかなか売却できなくて苦労したことがあるので、予納金を低くしたような事案であっても、売却見込みについては事前に必要なチェックをした上で、通常管財あるいは簡易管財かを検討していただきたい。また、破産手続進行中に、遺産分割が未了であったことが判明し、遺産分割協議に時間を要してしまい、苦労した

こともあるので、相続関係については事前に明らかにしてほしい。

- 東京地裁では法人の案件であっても広く簡易管財事件としているが、福島では法人は通常管財が多いという印象を受けるが、振り分け基準が異なるのかお伺いしたい。

(裁判所)

- 東京地裁では、基準として、最低でも「20万円」と定めていて、特殊な事案（債権者申立ての案件や複雑な事案）を除いて全て簡易管財（少額管財）に振り分けており、特に事件の類型を限定していない。一方、福島管内では、財団調査、財団換価型の基準を「20万円」、免責調査型を「10万円」として、簡易管財の類型を限定している点で異なっている。また、本庁の取扱いでは、法人をすべて通常管財としているわけではなく、簡易管財の類型に当てはまるものは簡易管財として振り分けている。

(協議問題 4)

破産管財人が事件関係書類等を保管するに当たって、以下のケースで、どのような点に留意する必要があると考えられるか。

- (1) 破産事件の終局後、電子情報化された帳簿等について、印刷したものと電子データを記録した媒体のいずれを保管するか。あるいは両方とも保管するか。
- (2) マイナンバーの引継ぎを受けた場合、どの時点でマイナンバー情報を廃棄すべきか。
- (3) 破産事件終局後、事件関係書類等を廃棄する時期、具体的な廃棄方法（細断、焼却、業者依頼など）

(出題理由)

近時、事件種別を問わず、個人情報が適切に管理されることに対する社会的関心は高まっており、破産事件を処理する上でも、個人情報を適切に管理することは、以前にも増して強く求められるところである。

個人情報が含まれることも多い破産事件の関係書類又は電子データなどの保管業務について、日頃から御配慮いただいている点や問題となった事例も御紹介いただき、破産管財人として、事件関係書類等の保管に当たり、こういった方針で臨まれているのか御紹介いただきたい。

【協議結果要旨】

(弁護士会)

○ 本問(1)ないし(3)についての取扱いは次のとおりである。

(1)について

基本的に印刷したもの（紙媒体）を保管しており、電子データを記録した

媒体は保管していない。

(2)について

現時点でマイナンバーの引継ぎを受けた事例はない。

(3)について

事件関係書類は、事件終局後7年程度、あるいは、少なくとも5年程度は各弁護士事務所または業者に委託して保管しており、廃棄も溶解などの方法で外部に洩れることのないよう注意を払っている。しかし、管財人が事件終局後、破産者代理人に対して書類を戻してきたり、除染作業をしていた破産者に放射線管理手帳を返還しようとしても本人が住所を転々としていて返還できなかったりした場合、当該書類の扱いに悩むことがある。書類の返還については、代理人に書類を戻すことは管財人の義務違反とならないのか、また、法人及びその代表者が破産した場合に、代表者であった者に受領権限があるのかとの問題もある。

(裁判所)

- 東京地裁では、事件終局後の書類は管財人が3年以上保管することとしているが、大阪地裁では、原則として本人や法人代表者に返還し、例外的にそれができない場合は管財人が保管することとしており、取扱いはまちまちである。なお、事件関係書類の保管費用や最終的な廃棄費用も財団債権となる。大型管財事件では3年間外部の倉庫を借りて保管する場合もあり、その場合は保管費用等を控除した残金を配当に回すこととなるので、そういった事例がある場合にはご相談いただきたい。

(協議問題 5)

破産管財人として財産状況等を調査するに当たり、個人情報保護を理由に調査を拒絶された事例や破産管財人として報告書等を起案するに当たり個人情報の関係で留意されている点があれば伺いたい。

(出題理由)

破産手続においても、個人情報に対する配慮・保護に留意することは当然であるが、破産者のこれまでの生活状況等や家族関係等の個人情報に該当する事項についても、破産者の財産状況の調査の一環として、債権者集会の報告書や免責調査報告書を作成するため、ひいては債権者の納得を得るために必要かと思われる。そこで、破産管財人として調査するに当たり個人情報保護を理由に調査を拒まれた事例や調査はできたものの個人情報の関係で記載することを迷われるような点があれば伺いたい。

【協議結果要旨】

(弁護士会)

- 個人情報を理由に調査を拒否された事例は、現時点ではないと思われる。また、管財人としては、できる限り、破産者の個人情報に踏み込むことがないように報告書を作成している。
- 遺産分割未了の事件で、相手方の住民票を取り寄せたところ、閲覧制限がかかっていたことが分かったが（破産者が加害者、相手方が被害者で、相手方が住所を秘匿していた。）、取扱いに注意することを約した上で照会に応じていただいた案件があった。

(協議問題 6)

破産管財人として、秘匿すべき個人情報の管理について、いかなる点に留意し、また、工夫しているか。

(出題理由)

近時、個人情報の管理の問題が大きな社会問題となっており、特に、DV被害者の住所に係る情報については、管理を誤り、加害者に知られてしまうと取り返しのつかない事態が生じる危険があるところ、管財事件の処理においても、DV被害者の住所情報の管理が必要となる場面もある。例えば、申立人がDV被害者の場合、申立人の住所情報については、厳重な管理が必要となり、破産管財人としては、裁判所に提出する各種書類に申立人の住所情報が記載されているときは、当該住所部分等をマスキングするなどの配慮が必要となる。

ところで、秘匿すべき個人情報の問題となる場面や秘匿すべき情報としては、DV被害の場面に限ってみても、上記の他にも、債権者がDV被害者の場合等種々の場面が想定でき、また、DV被害者の住所情報以外の情報を秘匿すべき場合も想定できる。さらに、秘匿すべき個人情報は、多種多様な書類に含まれており、裁判所への提出、債権者からの問い合わせへの対応においては、それらを逐一チェックして適切に処理する必要がある。また、事件終了後も、それら秘匿情報の漏洩に注意する必要がある。このようなことから、秘匿すべき個人情報を適切に管理するためには、相当の注意と労力を要することになる。

そこで、秘匿すべき個人情報を適切に管理するために留意すべき点や工夫できる点について、日頃から検討しておくことが必要と考え、出題した。

【協議結果要旨】

(協議問題 7 問と一括協議)

(協議問題 7)

破産・免責の申立人がDV被害や犯罪被害を原因として秘匿措置及び事件記録閲覧等制限を希望するときは、申立代理人、管財人及びその他の利害関係人の代理人弁護士に対し、破産裁判所から一定の配慮を求めることとしているので、御理解願いたい。

(出題理由)

破産者がDVの被害にあっているなど破産者の現住所（居所）等の特定事項が官報公告によって公表されると二次被害が想定される場合、民事訴訟法2条、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律23条1項の趣旨に則り、申立代理人が秘匿の措置を希望する場合、破産裁判所の判断にもよるが、一定の配慮が認められる場合がある。この場合、申立代理人には、秘匿の措置を求める上申書や同措置の判断に要する疎明資料を求めることとなり、これが認められれば提出資料にマスキングを施した写しの提出を求めることとなる。また、管財事件の場合は、管財人に対し、秘匿相当とされた事項については、マスキング等の処理を施した上で提出してもらうこととなったり、債権者集会でも一定の配慮を求めることとなる。さらに、利害関係人の代理人弁護士にも、秘匿情報を請求者本人等の開示しない旨の誓約書の提出を求めたりすることもある。破産裁判所としては、昨今の社会の状況を十分検討した上で、破産債権者等の利害を害することのないよう取扱いを検討しているが、このような事案の場合、各立場になられる弁護士の方々に、一定の理解を求めたく、出題した次第である。

【協議結果要旨】

(協議問題 6 問と一括協議)

(弁護士会)

- DV被害者の自己破産申立てなど住所秘匿が必要となる事件に弁護士が関与する場合は、申立人代理人・破産管財人の立場を問わず、当然に配慮すべき問題であると認識している。
- 申立人代理人の立場からすると、住所の秘匿を希望する債務者は、勤務先についての秘匿を希望することも多い。陳述書には、原則として勤務先を記載しているが、勤務先の秘匿を希望する場合には、どの程度まで記載すべきか、あるいはまったく記載しない取扱いも可能であるのか、何らかの指針があればお伺いしたい。

(裁判所)

- 当庁では秘匿上申書の秘匿希望項目として「勤務先及び住所」を例示している。勤務先の秘匿を希望する場合は、申立書とともに同上申書を提出していただき、陳述書には、勤務先を仮名で表示してもらうことを想定している。その後、秘匿措置を認めた場合は仮名表示のまま手続を進め、秘匿の必要姓が無いと判断した場合は、陳述書の補正をお願いすることになる。
- 住所や勤務先を秘匿事項とするほか、子供が通う学校が分かる書面や預金通帳の取扱店の表示、生活保護をどこの市町村から受給しているかなど、秘匿している住所や生活圏が推測されるおそれのある情報の記載された書面についても、該当部分を秘匿する必要があると考えている。裁判所としては、少しずつ事例の蓄積に努めているところであるが、申立代理人または破産管財人の立場からも、どのような書面で秘匿が必要となるかなど、気付いた点があれば情報提供いただくようご協力願いたい。

(弁護士会)

- 破産者の住所については、官報を調べれば分かってしまう場合もあると考えられるが、その対応はどうなるのか。
- 現住所を秘匿し、実態とは異なる住所を決定や官報に載せることで、債権者が

破産者の特定に支障を来した事例はないのか。

(裁判所)

- 秘匿を希望する場合には、申立書には現住所を記載せず、債権者が把握していて破産者を特定するのに支障がない旧住所など、知られても構わない住所を記載してもらう扱いである。

住所の秘匿が認められた場合は、決定や官報申込等にあたって、申立書記載の旧住所等を表示することになるが、これにより債権者が破産者を特定できないといった事態とはならないようである。

昨今では不動産登記の場面においても、住所の表示で同様の取扱いが可能となるケースも紹介されているようであり、より事案に応じた秘匿措置がとられるものと考えている。

- 秘匿事項は、基本的には、記録に極力表れないよう取り扱い、秘匿事項が記載された書類は、記録本体の別冊である秘匿記録綴に編綴する扱いである。しかし、秘匿記録は、あくまでも事件記録の一部であるため、閲覧謄写を拒否できるのかという問題が残る。破産債権者等の利害関係人に代理人弁護士がついている場合には、閲覧謄写請求の際に秘匿情報を利害関係人本人に開示しない旨の誓約書の提出を求めたり、請求者本人がどうしても見たいということであれば、濫用的請求として申請を拒絶する等の方策を講じ、できるだけ閲覧等をさせない方針であるが、秘匿措置だけでは秘匿の目的が達成できないおそれがある場合は、閲覧等の制限の申立てを検討してもらう必要がある。

(庁名) 福島地方裁判所相馬支部

(協議問題 8)

若手の管財人候補者の育成のため、弁護士会の支部ごと、あるいは、各支部の垣根を超えて、管財業務の勉強会等が現に行われている、あるいは、今後行われる予定があるかなど、実情をお伺いしたい。

(出題理由)

若手の管財人候補者の育成にとっては、具体的な事件を通した管財業務の実践が最有益であるところ、昨今の破産事件数の減少が続いている下においては、それもままならない状況となっている。このような状況においては、弁護士会で行われる自主的な勉強会は若手の管財人候補者の育成にとって、有益なものの一つと考えられるため、実情をお伺いしたく出題した。

【協議結果要旨】

(協議問題 9 問と一括協議)

(協議問題 9)

福島県弁護士会において、弁護士会全体や支部単位で、破産事件についての研究会等を開催している例や今後の予定があれば御紹介いただきたい。

(出題理由)

近年、管財事件が減少傾向にあり、若手弁護士の破産管財人としての経験不足が問題となっているところ、若手弁護士の経験不足を補う取組みとして、弁護士会における研修や研究会ないし勉強会の開催は有意義であると思われ、裁判所としても、このような弁護士会における取組みについて関心を有しているところである。

そこで、弁護士会において、破産事件についての研究会等を開催していたり、新たな取組みを検討しているのであれば、その内容等を御紹介していただきたく出題した。

【協議結果要旨】

(協議問題 8 問と一括協議)

(弁護士会)

- 福島県弁護士会としては、年 1 回、毎年テーマは異なるが、全員が参加できる形で研修会を実施しており、破産がテーマに選ばれたときは、破産をテーマとした研修会を実施している。また、破産をテーマとした勉強会としては、裁判所から民事部長、書記官に講師をお願いして実務研修会を実施している。
- 各支部における勉強会等の取組状況は次のとおりである。

(福島支部)

昨年 4 月と 10 月に、裁判所との破産手続に関する事務打合せ会を実施したが、今年も開催予定であると伺っている。打合せ会は、自由に意見交換ができる会と

なっており、若手の弁護士からは大変有意義な打合せ会であるとの感想を聞いている。

(郡山支部)

年1回、裁判所との事務打合せ会を実施しており、内容は、管財人等協議会の結果還元と意見交換、書記官からの書式等の事務手続についての説明等を行っている。

(白河支部)

年1回、裁判所との協議会を実施しており、その際、裁判所から管財人等協議会の結果還元もある。その他、特別な研修等はない。

(会津若松支部)

年1回、裁判所との協議会を実施しているが、弁護士会支部だけの勉強会は実施していない。

(相馬支部)

裁判所との協議会を実施しているが、その際、管財人等協議会の結果報告もある。弁護士会支部だけの勉強会は実施していない。

(いわき支部)

裁判所との協議会は、以前は行っていたが、ここ数年は実施していない。また、弁護士会支部だけの勉強会は特に実施していない。

(協議問題 10)

初めて担当する管財人候補者について、どのような事件をお願いするのが相当であるか、御意見を伺いたい。

(出題理由)

現在は、免責調査型の簡易管財、自由財産拡張型の簡易管財、申立段階で不動産売却の確約まで取り付けており容易に換価が可能な簡易管財事案を段階的に経て、通常管財事件をお願いするのが実情と考えているが、最初から自由財産拡張が必要となる事案を経験し、破産財団の換価や管理に慣れていただくことも可能ではないかと考え、提案した。初めて管財事件を担当する場合に、どのような事案から入るのがいいか、御意見を伺いたい。

【協議結果要旨】

(弁護士会)

- 以前は、いきなり通常管財事件をお願いされることもあって、法人と代表者個人が同時に破産となった事件で、任意売却の実施等、戸惑いながら処理した経験がある。まずは、出題理由にあるとおり、容易に換価可能な簡易管財型の事件から始めて、管財事件の流れをよく理解して、ある程度管財人としての経験を積んだ上で、やっかいな財団の換価や管理が必要な通常管財事件を行うのがよいと考えている。
- 裁判所では、管財人候補者をどのような形で把握しているのか。また、経験年数は考慮しているのかについてお伺いしたい。

(裁判所)

- 弁護士会からいただいている弁護士名簿から、弁護士の経験年数を踏まえてお

願いをしている。特に、管財人候補者として登録希望があるかとのチェックはしていないので、そろそろ次の事件をお願いする時期であるかどうかを見計らって、連絡をしている。また、本庁では、弁護士としての経験年数は、明確な基準はないが3年程度を目安としてお願いしている。支部によっては、弁護士数によって経験年数が違ってくるものと思われる。

(協議問題 1 1)

破産事件の経験の少ない弁護士が管財人として経験を積むために、管財人代理の活用、アドバイザー制度の導入などの方策を検討してみてはどうか。

(出題理由)

複数の弁護士が所属している弁護士事務所は、経験が少ない弁護士であっても所長弁護士や先輩弁護士からアドバイスを受けられ、管財人業務に悩むことなく任に当たれるが、最近は破産事件数が少ないこともあり、破産事件を経験する機会が少ないまま独立している弁護士も多く、管財人業務を行うに当たり、いろいろ悩むことがあるのではないかと考える。他の裁判所において、経験豊富な弁護士を管財人として選任して、若手管財人を管財代理として選任することや、経験豊富な弁護士をアドバイザーとして選任することを前提として、若手弁護士を管財人に選任すること（池原桃子「名古屋地方裁判所における破産事件の運用状況」金融法務事情 2038号29頁参照）が行われているが、当裁判所においても、同様の方策を導入することができれば、破産事件の経験の少ない弁護士が管財人としての経験を積むことができるのではないかとと思われる。

【協議結果要旨】

(補足説明)

(裁判所)

- 本問の出題趣旨としては、今後、管財人代理やアドバイザー制度を導入したいというところまでの考えはなく、他庁ではそういった事例があるのか、導入についての賛否や隘路等、率直なご意見をお聞かせいただきたいという趣旨で提出したものである。

(弁護士会)

- 管財人代理は有効に活用できればよいと考えているが、アドバイザー制度については、大規模庁であれば利用は可能であるが、福島規模においては、果たして可能なのかという疑問もある。
- アドバイザー制度を導入した場合、他の事務所に記録を見に行く必要もあるし、間違ったアドバイスもできないので、記録を精査する必要があることを考えると、実際の導入は難しいのではないかと考える。むしろ、管財人代理を利用して、若手を管財人に、代理をベテランにすれば、アドバイザー的な役割を果たせるのでよいのではないかと考える。
- 福島で昨年2回実施した事務打合せ会の内容について、御紹介いただきたい。

(裁判所)

- 第1回目の4月の打合せ会では、管財人等協議会の結果報告と裁判所、弁護士会からそれぞれ問題を提出して意見交換を行った。第2回目の10月の打合せ会では、1回目と同様の意見交換に加えて、第1回目の打合せ会で弁護士会から要望のあった事例の紹介を行った。

(弁護士会)

- 複数の弁護士がいて、経験豊富な弁護士と若手弁護士がいる事務所であれば、管財人代理、アドバイザー制度の活用も比較的容易であると思うが、個人事務所がほとんどのところでは、いずれも導入は難しいのではないかと考えている。実際上は、支部内の弁護士同士で相談できるという風通しのよさもあり、お互いにアドバイスしたりすることもあるが、最終的には、裁判所に相談している。

(裁判所)

- 本問を提出した背景には、若手の弁護士が比較的早くに独立して、いそ弁時代に管財事件の経験が少ないという実情があつて、そういった若手の弁護士に対し、ベテラン弁護士からアドバイスを受けることができればいいのにと話が出たのが発端となっている。若手の弁護士がベテランの弁護士からアドバイスを受け

られるような状況となっているのか、実情をお伺いしたい。

(弁護士会)

- 事務所を越えて、ベテランが若手にアドバイスすることは難しい。むしろ、裁判所における事例検討会のようなところで、ベテランが若手にアドバイスすることはできると思うので、そういった機会を利用する方法もある。
- 他の事務所に相談をしてアドバイスを受けるのはハードルが高く難しい。他の支部との横のつながりでいろいろと話を聞くこともあるし、場合によっては、支部会で話をすることもある。
- 支部会において、他の弁護士に話をして情報交換を行っているが、福島で開催されている打合せ会の際に行われているような事例の紹介をしてもらえるような機会があればよいと考えている。

協議問題

山形地方裁判所

【協議問題】

- 1 新庄支部では、山形市内の弁護士に管財人を依頼した場合など、遠方の管財人との連携は電話連絡によっているが、それ以外にはどのような方法があるか。

(裁判所提出)

- 2 債権者に暴力団関係者が含まれている破産事件において、身体に対する危険があることを理由として記録上に表れた破産者の住所並びに勤務先の名称及び所在地について閲覧等制限決定がなされた場合、秘匿情報（破産者の住所等）を取り扱う際にどのような点に留意すべきか。

(裁判所提出)

- 3 破産手続における個人情報の取扱いに関する留意点について

- (1) 申立人代理人あるいは破産管財人として個人番号が記載された書類を取り扱うのはどのような場面であるか、また、取扱いに際してどのような点に留意しているか。
- (2) 申立人代理人あるいは破産管財人は、収集・作成した破産事件の記録について、事件終局後、個人情報保護の観点からどのような点に留意して保存・廃棄しているか。

(裁判所提出)

【出題理由】

- 1 協議問題 1 につき

大規模かつ複雑な事案においては、申立てから開始決定前までの間に、申立人代理人、管財人候補者及び裁判所との間で連携を要するが、例えば遠方の管財人候補者が予定されている場合には、どのような連携の在り方が効果的なのか、取扱例等があれば伺いたい。

- 2 協議問題 2 につき

秘匿すべきであると判断した情報（秘匿情報）については、万が一行うべき管理を怠って流出させた場合には、当事者等の社会生活の平穏が著しく害されたり、身体への危害が加えられたりするおそれを生じさせることになりかねないことから、秘匿情報を取り扱うに当たっては、何が秘匿情報なのかを正確に把握した上で、適切な流出防止策を講じる必要がある。

申立人代理人、破産管財人及び裁判所の三者間において、秘匿情報の範囲について認識を共有する方法を確認するとともに、申立人代理人あるいは破産管財人が秘匿情報を取り扱う際に留意すべき点について意見交換を行い、破産事件における秘匿情報の適切な管理につなげたい。

3 協議問題 3 について

破産手続で必要とされる資料（書面）は、個人情報に記載されていることが多く、また個人番号が記載される可能性も高いところ、これらの個人情報を取り扱う際の留意点等について意見交換を行い、個人情報の適切な取扱いに関して三者間の連携を図りたい。

以 上

期 日 平成28年10月21日(金)

場 所 盛岡地方裁判所大会議室(5階)

管 財 人 等 協 議 会

協 議 問 題

盛 岡 地 方 裁 判 所

問題 1（弁護士会提出）

新人弁護士等のための管財人代理選任に関して、その現状についてお教え頂きたい。

（出題趣旨）

企業倒産を含めた複雑困難な倒産事件に対応できる機関候補者の確保及び育成の方策について岩手弁護士会では、新人弁護士を中心とした倒産法の勉強会を年に1回から2回開催しているが、機関候補者の確保及び育成にはOJT研修が不可欠と思われる。

平成25年の管財人等協議会では、管財人の複数選任の試行に関する現状等について協議問題とされたが、現在では、機関候補者の確保及び育成にはOJT研修のために、管財人代理選任が行われているので、その現状、管財人の複数選任と管財人代理選任との差異、裁判所の選任基準などについて教えて頂きたい。

問題 2（弁護士会提出）

管財事件において，早期の管財人選任のために，申立代理人が裁判所にどのような情報を提供した方がいいのかについて伺いたい。

（出題趣旨）

差押回避や早期に陳腐化する在庫の処理等のために，早期に管財人を選任することが要請される事件がある。

ところで，通常民事再生事件では，申立前に裁判所所定の民事再生法申立前相談カードや民事再生申立後スケジュール表を提出することにより，早期の監督委員の選任がなされているが，破産事件では，申立前の裁判所所定の書式がないので，早期の管財人選任のために，申立代理人が裁判所にどのような情報を提供した方がいいのかについて伺いたい。

問題 3（盛岡地方裁判所提出）

「破産管財業務の手引」について、改訂した方が良い部分はないか。

（出題の趣旨）

昨年の管財人等協議会において、当庁と岩手弁護士会との間で、「破産管財業務の手引」に従って管財業務をすることでご了解を得たところではあるが、実際に管財業務をするに当たって1年間使用していただいて、改訂した方が良いと思われる点があれば、指摘していただき、今後の改訂作業の参考としたい。

問題 4（盛岡地方裁判所提出）

破産手続開始申立事件（管財）において、申立人代理人弁護士が申立て前にしておくべき業務と破産管財人として選任された弁護士がすべき業務をどのように考えているか。

（出題の趣旨）

それぞれの事案によって異なるものと思われるが、破産裁判所としては、どの程度まで申立人代理人に補正等を促した上で、破産管財人に引き継いでいただくのが妥当なのか不明な部分もあり、弁護士側として、申立人代理人と破産管財人の業務の線引きについて、どのような考えをお持ちなのか、実際のところを伺いたい。

【協議問題】

- 1 申立代理人、破産管財人候補者及び裁判所の三者打合せを行い、申立代理人から破産管財人への引継ぎ、予想される管財業務の内容やスケジュールの確認等を行うことについて、ご意見を伺いたい。（裁判所提出）

【出題趣旨】

破産管財人の初動業務は財団形成や手続の進行に大きく影響するものであり、迅速な進行のためにはスケジュールを確認し、認識を共有しておくことが重要である。現在、本庁では、事案複雑等により個別的な対応を要する事件を除き、申立関係書類の審査を経て、予納金が準備できた段階で、裁判所が破産管財人候補者に受任を依頼し、電話連絡や別紙「破産管財人依頼メモ・初動業務等報告メモ」によって予想される管財業務や検討を要する事項を伝え、申立代理人からは破産管財人に適宜の方法により関係書類や留意事項の引継ぎを行い、破産管財人からは破産手続開始決定から約1か月後をめぐり同メモの返信等の方法により初動業務の状況や終局の見通しを連絡してもらうという運用をしているところである。

破産管財人候補者、申立代理人及び裁判所の更なる連携を図るため、早期に三者間で打合せを実施し、申立代理人から破産管財人候補者への引継ぎを行い、三者間で個々の管財業務の内容やスケジュールの確認等を行うことについて、御意見を伺いたい。

【協議問題】

- 2 破産管財人の選任を予定している事件においては、破産管財人候補者に対し、できるだけ早期に申立関係書類の副本を交付する運用とされたく協議したい。
(弁護士会提出)

【出題趣旨】

管財事件において初動が重要であることに異論はないと思われる。破産管財人が

初動からの的確に管財業務を遂行するためには、裁判所から破産管財人候補者として打診を受け、これを承諾した後速やかに申立関係書類の交付を受け、これを検討することが必要である。ところが、破産手続開始決定から数日経過しても、申立人ないし申立代理人から申立関係書類が交付されないことが少なくない。また、裁判所に提出した文書の一部が交付されないため、事案の把握に支障が生じる場合もある。

そのため管財事件に振り分けられる事件については、裁判所から申立人ないしは申立代理人に対し、申立関係書類の正本とともに副本の提出を求めるなど、適宜の方法でできるだけ早期に破産管財人候補者が申立関係書類の検討ができるような運用を協議したく提案する。

【協議問題】

- 3 破産管財人候補者の育成についての弁護士会及び裁判所の取組を共有するとともに、更なる育成方法として有用な取組を協議したい。

例えば、裁判員裁判の反省会ではないが、管財事件終局後に裁判所、破産管財人及び申立代理人が手続を振り返り、意見交換をする機会を設けることはどうか。また、破産管財人候補者が集まる勉強会において、ケース研究を行うことはどうか。（裁判所提出）

【出題趣旨】

ここ数年、毎年協議されている協議事項であり、破産管財人候補者の育成としては、事件処理を経験してもらうほか、弁護士会での勉強会や裁判所での意見交換会なども行われている。

その一方で、破産管財人を経験できる破産事件は、平成21年以降減少してきているため、事件処理の経験によって十分な育成ができるとは言い難い。更に考えられる取組について協議をしたい。

【協議問題】

- 4 若手の破産管財人候補者に対する裁判所からの情報提供等の在り方について

(裁判所提出)

【出題趣旨】

若手の破産管財人候補者の育成に関する裁判所の取組として、(1)初めて管財事件を依頼する破産管財人候補者に対し、どのような方法や内容の情報提供やレクチャーをすることが、裁判所や管財人候補者にとって効果的か、(2)個別の事件処理における情報提供の方法や内容について、留意すべき点や配慮を要する点があるか、それぞれの在り方を検討するために、御意見を伺いたい。

【協議問題】

- 5 破産申立事件の破産者（債務者）が保護命令申立事件を申し立て、現住所を秘匿している場合など、個人情報流出することにより当事者の生命身体に重大な問題が生ずる虞がある事案において、裁判所、申立代理人及び破産管財人の各立場でどのように対応をすべきか。（裁判所提出）

【出題趣旨】

例えば、破産者（債務者）が保護命令申立事件の申立人であり、同事件の相手方が破産事件の債権者である場合、破産者の現住所が相手方に知られることにより、破産者の生命身体が危険にさらされる可能性がある事案では、手続の各時点で配慮が必要となると考える。

一方で破産法は、債権者その他の利害関係人の利害や債務者と債権者との間の権利関係を適切に調整することを目的としており、知れたる債権者等に対し破産手続開始決定の通知をするほか、それ以外の債権者に対しても官報公告により周知し、破産者を特定するための必要な情報を提供する必要などがあり、債務者への配慮と債権者の権利との調整が必要となる。

申立時、決定時、終局に至るまでの各段階において、裁判所、申立代理人及び破産管財人の各立場から検討を要する事項について協議をしたい。

【協議問題】

- 6 集会用報告書の記載に関して、個人情報への配慮という観点から記載を避けるべき情報はあるか。あるとすればどのような情報か。(裁判所提出)

【出題趣旨】

債権者への「情報の配当」の機会である債権者集会では、出席した債権者に管財人作成の集会用報告書の写しを配布し、管財人が同報告書に沿って報告を行っているが、破産に至る経緯や財産状況の報告において、破産者の家族の病気や破産者の貸付先である個人の破産・免責など、一般的には他人に知られたくないであろう個人情報にかかるものもあり、債権者への適切な情報提供を確保しつつ、不要な個人情報流出を防ぐための配慮が必要な場合があると思われる。

そこで、管財人の考えや各庁の取扱いなどを伺いたい。

別 紙

弁護士 ○○○○ 殿

平成○○年(フ)第○号

債務者(破産者) ○○○○

秋田地方裁判所民事第2部(担当 ○○○)

TEL 018-824-3121(内000)

FAX 018-824-0000

破産管財人依頼メモ		平成○○年○○月○○日 (申立書等○枚添付)
予納金 ○○万円		
終局の見通し(債権調査期日 ☐ 指定 ☐ 留保)		
☐ 廃止(☐ 第1回集会 ☐ 第1～2回集会 ☐ その他())		
☐ 配当(☐ 第2～3回集会 ☐ 1年以内 ☐ その他())		
☐ 不明(☐ 第1～2回集会 ☐ 第2～3回集会 ☐ その他())		
特記事項等 ・ ・		
初動業務等報告メモ		
終局の見通し ☐ 依頼メモと同様 ☐ その他()		
業務の状況 ※ 第1回集会で廃止の見通しの場合には記載不要		
・現地確認 (☐ 未了 ☐ 完了) ・リース返還(☐ 未着手 ☐ 着手 ☐ 完了)		
・不動産明渡(☐ 未着手 ☐ 着手 ☐ 完了) ・ライフライン等(☐ 未着手 ☐ 着手 ☐ 完了)		
・売掛金回収(☐ 未着手 ☐ 着手 ☐ 完了) ・動産処分 (☐ 未着手 ☐ 着手 ☐ 完了)		
・不動産処分(☐ 未着手 ☐ 着手 ☐ 完了) ・賃金立替払(☐ 未着手 ☐ 着手 ☐ 完了)		
・自払意見 (☐ 済み ☐ 検討中) ・		
・		
業務遂行上の問題点、連絡事項等 ☐ 特になし ☐ 別紙のとおり ☐ 右記のとおり		
平成 年 月 日 破産管財人		

※ 初動業務等報告メモは、開始決定後1か月を目処にFAXいただきますようお願いいたします
(FAX送信票等は不要です。)。なお、速やかに裁判所と協議して対応を決めるべき問題等が発生した場合には、時期にかかわらず、適宜の方法で担当書記官までご連絡ください。

【協議問題】

- 1 大規模管財事件における管財業務のうち、困難を伴う業務又は障害となる点は何か。(裁判所提出)

【出題趣旨】

大規模管財事件を担うことができる管財人の育成は、中長期的な課題であると理解している。そこで、効果的に破産管財人の担い手を育成し、監督するためには、まず裁判所が、管財業務の遂行に当たり、破産管財人が苦勞している業務等を把握する必要があると考え、出題した。

【協議問題】

- 2 法人破産の事業停止から申立てまでの期間について（弁護士会提出）

【出題趣旨】

法人破産においては、支払停止（事業停止）後、できるだけ速やかに破産申立てをすべきであると考えられており、当地でも繰り返し研修等で述べているところであるが、実情はどうか。

無用な換価行為等により、申立てが遅延し、問題が発生している例はないか。実情をお聞きしたい。

【協議問題】

- 3 法人破産の申立てから開始決定まで（弁護士会提出）

【出題趣旨】

法人破産の場合、破産原因が明白であれば、原則として速やかに開始決定を出し、財団に関する詳細な調査は破産管財人に任せることが相当と考えられる。

しかし一部では、申立て後、裁判所から詳細な補正を求められ、開始決定までに時間を要している地方もあると聞いている。当地の実情はいかがか。

【協議問題】

4 マイナンバー制度施行に伴う留意点について（裁判所提出）

【出題趣旨】

平成27年10月5日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され1年が経過した。破産管財人は税理士等への費用や報酬等の支払いのためにマイナンバーの提供を受けることが想定されているほか、財団債権に属する財産の管理処分権に基づいて破産者から引き継ぎを受けた商業帳簿等に記載されているマイナンバーに接することになる。

そこで、事務処理を行うに当たって必要のないマイナンバーを提供しないために留意している点について確認したい。さらに、個人情報を含む手続資料について、事件終了後、破産管財人がどのように保存し、どの時期にどのように廃棄すべきかについても意見交換したい。

【協議問題】

5 裁判所作成の「事件メモ」の活用状況、改善点について御意見を伺いたい。

（裁判所提出）

【出題趣旨】

破産申立人の財産状況や予想される管財業務を記載して依頼している事件メモについて、同メモを受け取る破産管財人候補者にとって、裁判所と管財業務の認識を共有するために不足している情報や現状の問題点について意見交換し、より実効性の高い充実したものにしたい。